

住宅確保要配慮者への対応について

1 住宅確保要配慮者の定義、位置付け等について

住宅政策の根拠となる法律によって、定義・位置付けが異なる。

公営住宅法では、親族及び収入を基本にしているのに対し（一部、一定要件を満たす場合は親族要件を除く。）、住生活基本法及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）では、低額所得者も含め、その属性を列記している。

法（施行令・計画・方針等を含む）	施策対象者
公営住宅法	次の各号を満たす者 1 同居親族があること 2 一定額以下の収入であること 3 現に住宅に困窮していること ただし、高齢者、障害者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、被生活保護者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者については、上記2号及び3号を満たす者
住生活基本法	低額所得者、被災者、高齢者、子どもを育成する家庭 その他住宅の確保に特に配慮を要する者
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 （住宅セーフティネット法）	低額所得者、被災者、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、母子家庭等の子どもを育成する家庭、外国人、中国残留邦人、海外からの引揚者、ホームレス、被生活保護者、失業者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、ハンセン病療養所入所者等、犯罪被害者、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等それぞれの属性の住宅確保要配慮者に対する支援措置の必要性については、各地域における上記住宅確保要配慮者の賃貸住宅の確保に係る困難性及び緊急性の程度や賃貸住宅市場の状況等によるものと考えられる。